

重要事項説明書 契約書

特別養護老人ホーム そうりんヴィレッジ
(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

〒870-1173

大分市大字横瀬370番地

TEL : 097-574-5718

FAX : 097-574-5728

社会福祉法人 大分福寿会

特別養護老人ホーム そうりんヴィレッジ
(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

重要事項説明書

当施設はご契約者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当施設は介護保険の指定を受けています。
(大分市指定 第4490101245号)

1. 施設の設置・運営法人

法人名	社会福祉法人 大分福寿会
法人所在地	大分市大字横瀬 370 番地
電話番号	097-574-5718
代表者氏名	理事長 日野 修一郎
法人設立年月日	令和 5 年 4 月 6 日

2. 施設の概要

施設の種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
施設の名称	特別養護老人ホーム そうりんヴィレッジ
施設の目的	入居者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを実現できるよう、入居者本人はもとより、家族、地域社会、医療等との連携のもと、個々の入居者に合った介護サービスを提供することを目的とする。
施設の所在地	大分市大字横瀬370番地
電話番号 (Fax)	097-574-5718 (FAX 097-574-5728)
建物の構造 及び建物の延べ床面積	R C 造 地上 3 階建 1, 9 1 7 . 3 5 m ²
併設事業	当施設では、次の事業を併設して実施しています。 短期入所生活介護 定員10名
施設長	澁谷 有郎

運営方針	介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期する。
開設年月日	令和 6 年 4 月 1 日
入居定員	施設の定員は29 名とする。 ユニットは3ユニットとし、定員は以下のとおり。 ユニット わかば 9 名 ユニット あじさい 1 0 名 ユニット ひまわり 1 0 名

3. 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

(1) 居室の概要

居室の種類	室数	備考
居室	29室（3ユニット）	全て個室

(2) 設備の概要

設備の種類	室数	備考
共同生活室	3室	各ユニットに1室
浴室	2室	
浴室（機械浴室）	1室	車イスから寝たきりの方まで入浴可能です
医務室	1室	
その他		

※ 上記設備は、「大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」により、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に設置が義務づけられている主な設備です。この設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

4. 職員の配置状況等

当施設では、ご契約者に対して地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準条例を遵守しています。

〈職員の配置状況〉

職種	配置数	指定基準条例
1. 施設長	1	1
2. 医師	1（非常勤）	必要数
3. 生活相談員	1	1
4. 介護職員	12以上	入居者3人に1人以上
5. 看護師	1	1
6. 機能訓練指導員	1	1
7. 栄養士	1	1
8. 介護支援専門員	1	1
9. 事務員	1人以上	必要数

夕食：17：00～

※ 上記時間より2時間以内であれば、その日の状態に合わせて、時間を選択して頂きます。

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・ 寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員（看護職員）により、生活相談員・介護職員と協同してご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な自立を支援します。

(2) サービス利用料金

サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度・介護負担割合・介護負担限度額認定段階に応じて異なります。

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事及び居住費、その他加算に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

① 施設サービス費 1日当たり

介護度	単位	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）	利用者負担（3割）
要介護1	682単位	682円	1,364円	2,046円
要介護2	753単位	753円	1,506円	2,259円
要介護3	828単位	828円	1,656円	2,484円
要介護4	901単位	901円	1,802円	2,703円
要介護5	971単位	971円	1,942円	2,913円

② 加算

区分	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初期加算(入所日から30日間)	1日につき30円	1日につき60円	1日につき90円
看護体制加算(Ⅰ)	1日につき12円	1日につき24円	1日につき36円
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	1日につき46円	1日につき92円	1日につき138円
個別機能訓練加算(Ⅰ)	1日につき12円	1日につき24円	1日につき36円
サービス提供強化加算Ⅱ	1日につき18円	1日につき36円	1日につき54円
看取り介護加算	そうりんヴィレッジ看取り介護指針によります。		
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	① 及び上記の加算のうち適用した加算の合計の13.6%		

※上記のほかにも個別の加算がありますので、契約者ごとに異なる場合があります。

③ 食費・居室費 1日当たり(介護負担限度額認定段階に応じて異なります。)
介護保険負担限度額認定者以外の方

料金の種類	利用者負担額
食費	1,445円/日
居室費	2,066円/日

介護保険負担限度額が認定されている方

料金の種類	利用者負担額
食費	第1段階認定者 300円/日
	第2段階認定者 390円/日
	第3段階①認定者 650円/日
	第3段階②認定者 1,360円/日
居室費	第1段階認定者 880円/日
	第2段階認定者 880円/日
	第3段階①認定者 1,370円/日
	第3段階②認定者 1,370円/日

(負担段階)

利用者負担段階	対象要件	資産要件
第1段階	老齢福祉年金を受給している人・生活保護を受給している人	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	所得等(※)の合計が年間80万円以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①	所得等(※)の合計が年間80万円超120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	所得等(※)の合計が年間120万円超の人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

※所得等＝合計所得金額と課税年金収入額の非課税年金（遺族年金・障害年金等）収入額

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①特別な食事の費用

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供した場合

利用料金：実費

②理美容代

理美容師の出張による理髪サービスを利用した場合

利用料金：実費

③レクリエーション費用

入居者が任意で参加するレクリエーションやユニットで実施する余暇活動等の材料

費、外部レクの利用料金等：実費

④その他日常生活に要する費用のうち介護保険給付対象でないもの：実費

⑤持ち込み家電電気料

品目	料金(月額)	品目	料金(月額)
テレビ	600円	空気清浄機	1,500円
電気毛布	900円	加湿器	1,500円

※上記の料金は、居室における使用目安時間をもとに計算しています。

(4) 利用料のお支払い方法

- ・前記(2)、(3)の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求します。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)
- ・利用料金の請求書は、毎月15日前後に郵送します。利用料金は毎月27日(この日が土日祝日の場合はその翌営業日)に予めご指定された金融機関から自動振替させていただきます。
- ・ご契約者が指定する金融機関本支店口座からの自動引き落としとなります。
口座名義は『ご契約者名』でも『ご家族名』でもかまいません
インターネット銀行は取り扱いできません。また、一部の信用組合、農協、漁協などは取り扱いできない場合があります。
- ・口座振替の手続き完了までの間は、当法人の指定する口座への振り込み又は現金でのお支払いをお願いします。その際、振り込み手数料はご利用者様の負担となりますのでご了承ください。

(5) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称 日野病院
所在地 由布市湯布院町川南280番地
診療科 内科、外科その他

② 協力医療機関

医療機関の名称 大分三愛メディカルセンター
所在地 大分市大字市1213番地
診療科 総合病院

③ 協力歯科医療機関

医療機関の名称 弓崎歯科
所在地 大分市王子町8-1

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立、要支援、要介護2以下となり、入居継続が不要と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者は当施設からの退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故

意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、再三の催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護医療院に入院した場合

※契約者が病院等に入院された場合の対応は、以下の通りです。

- ・ 入院期間中の利用料金
一月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246円（1割負担の場合）を算定いたします。（介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。）
- ・ 3ヶ月以内の入院の場合
入院された場合でも、3ヶ月以内に退院される場合は、ご契約者の希望により、当施設へ再び入居いただけるよう居室を確保します。その場合、再び当施設へ入居される日の前日までの居住費相当額を負担していただきます。
- ・ 3ヶ月以内の退院ができないもしくは見込まれない場合
3ヶ月以内の退院ができないもしくは見込まれない場合は、契約が解除されません。再び入居を希望される場合は、改めて入居のお申込みをいただく必要があります。

（3）円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助・必要書類の提示をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 利用者が死亡されたとき

死亡された時点において、当施設との契約は終了となり速やかに家族に連絡し、家

族により遺体及び残置物を引き取っていただきます。

施設内で死亡された場合、退所処置（死後の処置）費用が必要となる場合があります。

8. 個人情報の保護

当施設が入居者に対してサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、入居者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、施設長の管理の下保管し、処分の際にも漏洩の防止に万全を期します。

ただし、入居者のための地域密着型施設サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議や主治医、その他サービス事業者との連携調整等において必要な場合にのみ使用します。

上記個人情報使用にあたり、同意書を作成し署名又は記名・押印をいただき使用するものといたします。

< 個人情報の開示方法 >

ご契約者の介護記録・看護日誌等の開示は随時、事務所にて受け付けます。

開示する対象者は、原則として身元引受人のみとさせていただきますが、ご希望により対象者を限定しないことも可能です。

なお、開示に必要な経費はご負担願います。

9. 身体拘束について

当施設では原則的に身体拘束は行いません。しかし、本人・家族等の希望、または緊急やむを得ない場合にはこれを行う場合があります。やむを得ず身体拘束を行う場合には本人、家族、各専門職で十分検討した後「身体拘束に関する同意書」に内容を記載し同意していただきます。その後経過観察記録をつけ随時再検討し改善に努めます。

10. サービス提供における事故発生時の対応

(1) サービスの提供を行っている際に、入居者の病変及び事故が生じた場合必要な措置を講じると共に以下の対応を行います。

① 身元引受人へ電話等により連絡します。

② 急を要する場合は施設の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合もあります。

③ 必要に応じて市町村（保険者）へ連絡します。

(2) 当施設における再発防止策

①事故報告書を担当者会議に提出し、再発防止に努めます。

②重大な事故については、法人内に再発防止の為に委員会を設置し、防止策の作成を行います。

1 1. 苦情処理について

(1) 当施設における苦情の受付担当

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）	ユニットリーダー長
受付時間	毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを施設内に設置しています。

(2) 苦情処理の方法

①苦情の受付

苦情受付担当者は、利用者からの苦情を随時受け付けます。その際、次の事項を書面に記入し、苦情申し出人に確認します。（内容、希望、第三者委員会への報告の要否、第三者委員の話し合いへの立会い要否など）

②苦情受付の報告

苦情受付担当者は、受理した苦情を苦情解決責任者と第三者委員に報告します。

③苦情解決の話し合い

苦情解決責任者は職員代表による苦情解決委員会を別に組織し、十分検討のうえ、苦情申し出人との話し合いによる解決に努めます。

(3) 行政機関その他の苦情受付機関

大分市福祉保健部 長寿福祉課 097-537-5744

大分県国民健康保険団体連合会介護保険課 097-534-8475

施行日：令和6年4月1日

改訂日：令和6年6月1日

改訂日：令和6年8月1日

改訂日：令和7年1月21日

改訂日：令和7年4月1日

重要事項説明同意書

令和 年 月 日

特別養護老人ホームそうりんヴィレッジ（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）のサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 特別養護老人ホーム そうりんヴィレッジ

㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、特別養護老人ホーム そうりんヴィレッジ（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）のサービスの提供開始に同意しました。

入居者 氏名

㊞

身元引受人 住所

氏名

㊞

（入居者との続柄 ）

身元引受人 住所

氏名

㊞

（入居者との続柄 ）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護契約書

社会福祉法人大分福寿会（以下「事業者」という）が開設する「特別養護老人ホームそうりんヴィレッジ」（以下「事業所」という）が、入居者に対して行う介護福祉施設サービスについて、次の通り契約します。

第1条（目的）

事業者は、介護保険法及びこの契約に従い、入居者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを実現できるよう、入居者本人はもとより、家族、地域社会、医療等との連携のもと、個々の入居者に合った介護サービスを提供することを目的とする。

第2条（運営規定の概要）

事業所の運営規定の概要（事業の目的、職員の体制、特別養護老人ホームそうりんヴィレッジの介護サービス内容等）、職員の勤務体制等は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりとする。

第3条（契約期間）

この契約の有効期間は、契約を結んだ日から入居者の要介護認定の有効期限満了の日までとする。但し、契約期間満了の14日前までに入居者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は自動更新されるものとし、以後も同様とする。

第4条（施設サービス計画）

- 1 事業所の介護支援専門員は、入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて自立した日常生活を営む上で入居者が解決すべき課題は把握し、他の従事者と協議の上、施設サービスの目標及び達成時期、施設サービス内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画を作成する。
- 2 事業者は施設サービス計画について、入居者又はその家族に対して説明し入居者の同意を得るとともに、当該計画書を入居者に交付する。
- 3 事業者は施設サービス計画の作成後においても、常に実施状況及び入居者の様態の変化等の把握を行い、また、入居者若しくはその家族の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを調査検討し、必要と認められた場合には、計画の変更を行う。

第5条（LIFE情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進）

LIFE情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進

- ・入居者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状態等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出する。
- ・必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、上記の情報その他指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用し、PDCAサイクルの構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めるとする。

第6条（サービスの内容）

- 1 事業者は、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援する。
- 2 サービスの具体的内容は、重要事項説明書に記載のとおりである。

第7条（サービス提供の記録）

- 1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、その他必要な記録を所定の書面に記録する。
- 2 サービス提供の記録は、契約終了の日から5年間保存する。
- 3 入居者及びその家族は、事業者に対して、いつでも前項に定める記録の閲覧謄写を求めることができる。

第8条（緊急時の対応）

従事者は、入居者の症状に急変が発生したときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等の措置を講じるとともに、施設長及び家族に報告しなければならない。その他緊急事態が発生したときは、施設長に報告しなければならない。

第9条（費用）

- 1 事業所が提供するサービスの利用料単位ごとの利用料その他の費用は、「重要事項説明書」に記載したとおりである。
- 2 事業者は、サービス提供期間及び介護保険対象サービスとその他のサービスの金額を明らかにし、利用月の翌月15日前後までに入居者に請求書を送付する。
- 3 入居者は、事業者に対し、重要事項説明書に記載するいずれかの方法で料金を支払うものとする。

4 事業者は、入金確認後に領収書を発行します。なお領収書の再発行は行わない。

第10条（利用料金の変更）

- 1 事業者は、法令等により介護給付費体系の変更があった場合には、第9条に定める料金を変更することができる。
- 2 経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、事業者は介護保険対象外サービス料の変更をすることができる。但し、変更を行う1か月前までに入居者に対して説明をした上で当該サービス料の変更をすることができるものとする。
- 4 入居者は、前項の変更に参加することができない場合は、本契約を解約できるものとする。

第11条（契約の終了）

- 1 入居者は、事業者に対して7日前までに申し出るにより、本契約を解除することができる。
- 2 事業者は、やむを得ない事由がある場合、入居者に対して1か月前までに理由を示した文書で通知することにより、本契約を解除することができる。
- 3 次の事由に該当した場合は、入居者は事業者に対し文書で通知することにより即座に本契約を解除することができる。
 - ① 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
 - ② 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に参加できない場合
 - ③ 事業者が守秘義務に反して個人情報情報を漏えいした場合
 - ④ ご契約者が入院した場合
 - ⑤ 入居者又はその家族に対し社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - ⑦ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は入居者に文書で通知することにより即座に本契約を解除することができる。
 - ① サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、料金を支払うよう再三の催告したにもかかわらず支払われない場合
 - ② 入居者又はその家族が、事業所やその職員に対して契約を継続しがたい程の背信行為又はハラスメントに該当する行為を行った場合
 - ③ ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

④ご契約者、連続して3か月を超えて病院又は診療所等に入院すると見込まれる場合
もしくは入院した場合

⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護医療院に入院した場合

5 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に解消される。

① 入居者が死亡した場合

② 入居者の要介護（要支援）区分が、非該当（自立）となった場合

6 事業者は、入居者が契約終了する際には、入居者及びその家族の希望を踏まえた上で、契約終了後の生活環境や介護の継続性に配慮し、入居者及びその家族に必要な援助・必要書類の提示を速やかに行う。

第12条（事業所及び職員の義務）

1 事業所及び職員は、サービスの提供にあたって、入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮する。

2 事業所は、入居者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努める。

3 事業所は、自らが提供する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとする。

4 事業所は、事業の運営にあたって、地域住民との交流や地域活動への参加に積極的に取り組むこととする。

第13条（入居者の事業所利用上の義務注意等）

1 入居者は、事業所の建物・設備等をその本来の用途に従って利用するものとする。

2 入居者は、事業所の建物・設備等について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚染若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、または相当の代価を支払うものとする。

3 入居者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、入居者及びその家族と事業者との協議により、建物・設備等の利用方法を決定するものとする。

第14条（秘密保持）

1 事業所の職員は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後も同様とする。

2 事業所は、入居者に緊急の医療措置が必要となった場合は、医療機関に入居者の情報を提供できるものとする。

- 3 前項に関わらず、入居者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、入居者及びその家族等の同意を得たうえで、個人情報を用いることができるものとする。
- 4 入居者及びその家族の個人情報の取得については、面接、書面、ICT等を用いた個人情報を含むものとする。

第16条（個人情報の取り扱い）

- 1 入居者の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い誠実に対応します。なお、入居者の家族の個人情報についても同様とする。
- 2 入居者および入居者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とする。

第17条（損害賠償）

事業者は、本契約に基づくサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により入居者及びその家族に生じた生命・身体・財産に関する損害について賠償する責任を負う。第14条に定めた守秘義務に違反した場合も同様とする。

第18条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償を負わない。とりわけ以下の各号に該当する場合は、事業所は損害賠償を免れることができる。

- ① 入居者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ② 入居者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ③ 入居者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 入居者が、事業者若しくはサービスを提供する職員の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第19条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震等の天災その他事故の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合は、入居者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス料金の支払いを請求することはできないものとする。

第 20 条（苦情処理）

事業者は施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には苦情の内容等を記録し、速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について入居者及びその家族に報告するものとする。

事業者は苦情の申し立てた入居者及びその家族に対していかなる差別的な取扱いも行ってはならない。

第 21 条（非常災害対策）

事業者は常に非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、定期的に必要な訓練を行うものとし、入居者はその対策に可能な限り協力しなければならない。

第 22 条（虐待防止に関する事項）

- 1 事業所は、入居者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、研修を実施する。尚、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 - 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、事業所内で周知徹底を図るものとする。
 - 二 虐待を防止するための指針を整備し、研修を定期的（年 2 回以上）に実施する。
 - 三 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は擁護者（入居者の家族等高齢者に現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 23 条（感染症対策の強化）

感染症の発生及びまん延等に関する取組を徹底するため、必要な体制の整備を行うとともに、研修、訓練（シュミレーション）を定期的（年 2 回以上）に実施する。

- 一 感染症対策を強化するための委員会を定期的（おおむね 3 月に 1 回以上）を開催し、事業所内で周知徹底を図る。尚、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 二 感染症対策を強化するための指針を整備する。
- 三 上記措置を適切に実施するために研修や訓練（シュミレーション）を定期的（年 2 回以上）に実施する。

第 24 条（業務継続に向けた取り組みの強化）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練（シュミレーション）を実施する。

- 一 感染症や災害が発生した場合の対応や平時から準備・検討しておくべきことを、業務継続計画ガイドライン（厚生労働省作成）を参考に、業務継続に向けた計画（業務継続計画）を策定する。
- 二 上記措置を適切に実施するための研修や訓練（シュミレーション）を定期的（年 2 回以上）に実施する。

第 25 条（ハラスメント対策の強化）

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を実施します。なお、ハラスメントについては上司や同僚に限らず、入居者やその家族等から受けるものも含まれることとする。

- 一 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、事業所内で周知徹底を図る。
- 二 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備として、対応する担当者及び窓口を設置する。
- 三 「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」（厚生労働省作成）を参考に、事業所におけるハラスメント対策を推進する。

第 26 条（認知症介護基礎研修の受講の義務）

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

第 27 条（地域等との連携）

地域に開かれた事業として行われるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めることとする。

第 28 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合は、事業所は介護保険法その他関係法令の定めるところに従い、入居者と誠意をもって協議するものとする。

第 29 条（裁判管轄）

入居者と事業所は、この契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、入居者の住所地を管轄する裁判所を第 1 審裁判所とすることを予め合意するものとする。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用するにあたり、重要事項、個人情報
報の取り扱い、契約書の説明を受けて、内容について同意し契約を締結します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、入居者、事業者が署名押印のうえ、
1通ずつ保有するものとします。

契約年月日 令和 年 月 日

〈事業者〉

事業者名 特別養護老人ホーム そうりんヴィレッジ _____

管理者 _____ 澁谷 有郎 _____ 印

説明者 _____ 印

〈入居者〉

氏 名 _____ 印

住 所 _____

電話番号 _____

携帯番号 _____

〈家族〉

氏 名 _____ 印 続柄(_____)

住 所 _____

電話番号 _____

携帯番号 _____

〈代理人〉 ※選任した場合

氏 名 _____ 印 続柄(_____)

住 所 _____

電話番号 _____

携帯番号 _____